

第五十六号議案

江戸川区特別区税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年六月六日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区特別区税条例の一部を改正する条例

江戸川区特別区税条例（昭和四十年一月江戸川区条例第六号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第二十三条第一項ただし書中「若しくは法第三百十四条の二第四項」を「、法第三百十四条の二第四項」に改め、「扶養控除額」の下に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第一項第十二号に規定する特定親族をいう。第二十四条の二第一項第三号及び第二十四条の三第一項において同じ。）（前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第二十四条の二第一項第三号中「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加える。

第二十四条の三第一項中「者に限る。」の下に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第三号中「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加える。

第四十五条第六項中「前五項」を「前各項」に改め、同条第十一項中「、第二項、第三項」を「から第三項まで」に改め、「二百円」の下に「（図柄入り標識の場合は五百円）」を加え、同条第十二項中「、第二項、第三項」を「から第三項まで」に改める。

付則第七条の次に次の一条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第七条の二 令和八年四月一日以後に第四十七条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第四十七条第一号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第四十八条の二の規定により製造たばこみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第四十九条第一項の製造たばこの本数は、同条第三項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第四十七条第一号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

一 葉たばこ（たばこ事業法第二条第二号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第八条の四の二に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第八条の四の三に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第三項までにおいて同じ。）の〇・三五グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの一本当たりの重量が〇・三五グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの一本をもつ

て紙巻たばこの一本に換算する方法

二 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の〇・二グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量が四グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの一個をもつて紙巻たばこの二十本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第一号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第二号ただし書の規定の適用を受けるものを紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量に〇・一グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第一項第二号に掲げる加熱式たばこ（第四十八条の二の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

一 第一項第一号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
二 第一項第二号に掲げる加熱式たばこ（第四十八条の二の規定により製造た

ばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

付 則

（施行期日）

第一条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第四十五条第六項、第十一項及び第十二項の改正規定 令和七年八月一日

二 第十七条、第二十三条第一項ただし書、第二十四条の二第一項第三号及び

第二十四条の三第一項の改正規定並びに次条の規定 令和八年一月一日

三 付則第七条の次に一条を加える改正規定及び付則第三条の規定 令和八年

（区民税に関する経過措置）

第二条 改正後の江戸川区特別区税条例（以下「新条例」という。）第十七条及び第二十三条第一項ただし書の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、令和七年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。

2 令和八年度分の個人の区民税に係る申告書の提出に係る新条例第二十三条第

一項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第一項第十二号に規定する特定親族をいう。第二十四条の二第一項第三号及び第二十四条の三第一項において同じ。）（前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3

新条例第二十四条の二第一項の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「二号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第二十三条第一項ただし書に規定する給与について提出する新条例第二十四条の二第一項及び第三項の規定による申告書について適用し、二号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の江戸川区特別区税条例（以下「旧条例」という。）第二十三条第一項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第二十四条の二第一項及び第三項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4

新条例第二十四条の三第一項の規定は、二号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第二十四条の三第一項の規定による申告書について適用し、二号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第二十四条の三第一項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（特別区たばこ税に関する経過措置）

第三条 次項に定めるものを除き、付則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであつた加熱式たばこ（新条例付則第七条の二第一項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る特別区たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和八年四月一日から同年九月三十日までの間に、江戸川区特別区税条例第四十七条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第四十九条第一項の製造たばこの本数は、同条第三項及び新条例付則第七条の二の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

一 江戸川区特別区税条例第四十九条第三項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例付則第七条の二第一項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

二 新条例付則第七条の二の規定により換算した紙巻たばこの本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に一本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

（説明）

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の改正に伴い、所得割の納税義務者に係る前年の総所得金額等から控除する金額に特定親族特別控除額を加えるほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。